

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第182号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成26年12月20日 18時00分ごろ
発生場所	静岡県東伊豆町稲取岬南東方沖 稲取岬灯台から真方位136° 1,250m付近 (概位 北緯34°45.58' 東経139°03.45')
事故等調査の経過	平成26年12月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ^{ブルーサイレン} BLUE SIREN XI、17.24トン
船舶番号、船舶所有者等	243-8000広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、広島県廿日市市 ^{はつかいち} に回航する目的で、稲取岬南東方沖を機走で南進していたところ、平成26年12月20日18時00分ごろ突然に主機が停止した。 船長は、帆走に切り替え、前線の通過に伴い南風が強くなったので、友人に避難港を探してくれるよう連絡したところ、連絡を受けた友人が、自力航行は危険と思い、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇等にえい航されて静岡県伊東市所在のマリーナに入港した。 船長は、本インシデント後、機関室を確認し、主機の水抜きフィルターに接続された燃料ホース（以下「本件ホース」という。）が燃料フィルターとの接続部分にひび割れが生じていたのを認め、ひび割れた部分を切り取り、エア抜きをして繋ぎ直し、主機を始動させた。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 3、視界 不良 海象：波高 約3m（下田港）
その他の事項	船長は、本船を中古で購入した後、初めての乗船であった。 燃料は、水抜きフィルター及び燃料フィルターを経由して主機に供給させるようになっていた。 本件ホースは、耐油性のゴム製で内径約6mm、長さ約400mmであった。 船長は、本インシデントの2日前頃から船底にたまったビルジに油分が混じっていることに気付いたが、本件ホースからの燃料漏れには気付かなかった。

	<p>船長は、船舶検査を受けた直後であったので、機関に異常が生じることはないと思っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>本船は、稲取岬南東方沖を南進中、本件ホースにひび割れが生じたことから、燃料系統内に空気が混入して燃料の供給が不能となり、主機の運転ができなくなって運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が稲取岬南東方沖を南進中、本件ホースにひび割れが生じたため、燃料系統内に空気が混入して燃料の供給が不能となり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴム製の燃料ホースは、経年劣化等でひび割れを生じることがあるので定期的に点検し、適宜交換すること。